

カラー・モノクロ電子複合機の電子複写料（単価契約）に関する  
一般競争入札公告

カラー・モノクロ電子複合機の電子複写料（単価契約）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和7年2月6日

岐阜県流域浄水事務所長 広瀬 篤

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

カラー・モノクロ電子複合機の電子複写料（単価契約） 1台  
予定数量 入札説明書及び仕様書による。

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 納入場所

岐阜県各務原市前渡西町1521 各務原浄化センター2階  
岐阜県流域浄水事務所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 岐阜県内に本店がある事業者、又は岐阜県内に支店、事業所等がある事業者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町1521  
岐阜県流域浄水事務所 総務課  
電話 058-386-8338  
E-Mail c26112@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 7 年 2 月 6 日（木）から令和 7 年 2 月 13 日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

3 の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記 3（1）まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに競争入札参加資格確認申請書を 3 の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限 令和 7 年 2 月 18 日（火）午後 5 時必着

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

イ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 2 月 21 日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 10 時

イ 場 所 岐阜県各務原市前渡西町 1521

各務原浄化センター 3 階 会議室

(5) 開札の日時及び場所

3 の(4)に同じ

(6) 契約条項を示す場所

3 の(1)に同じ

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

本入札は総価入札、種目ごとの単価契約であるため、入札書には種目ごとの複写片面 1 枚当たりの単価、それに予定数量を乗じた種目別金額及び 5 年間の総価入札金額（合計）を記載すること。（単価は、小数点以下第 2 位まで記載すること。）。

契約金額は、入札書記載の種目ごとの単価に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された総価入札金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額（単価）を基礎として、総価入札金額を算出し、入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 114 条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第 111 条の予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。